

第 1 回大和町総合教育会議

日時：平成 27 年 6 月 26 日(金)

午前 9 時から

場所：大和町庁舎 2 階 201 会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 大和町総合教育会議の運営について

(2) 「教育等の振興に関する施策の大綱」について

3 その他

4 閉 会

	職 名	氏 名	備 考
1	大和町教育委員長	菊 地 敬	
2	大和町教育委員(委員長職務代行者)	佐 藤 ゆり子	
3	大和町教育委員	若 生 勝 美	
4	大和町教育委員	鎌 田 和 男	
5	大和町教育委員(教育長)	上 野 忠 弘	
6	大和町長	浅 野 元	

総合教育会議の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正（平成26年6月20日公布／平成27年4月1日施行）され、地方公共団体の長（以下「町長」という。）は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めることとされた。

また、大綱の策定に関する協議等を行うため、総合教育会議（以下「教育会議」という。）を設けることとされた。

総合教育会議の効果

教育会議を設置することで、教育に関する予算の編成・執行や条例の提案等、重要な権限を有している町長が教育委員会と十分な意思疎通を図り、地方教育やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることができ、また、児童・生徒の生命又は身体に被害が生じた場合、又は被害が生じる恐れがある場合に迅速に対応することができる。

1, 総合教育会議の位置付けと構成員

(1)教育会議は, 町長と教育委員会の協議・調整の場であり, それぞれの執行権限に関して決定を行う機関ではない。

教育会議において調整が行われた事項については, それぞれが尊重義務を負うもの (法第1条の4第8項)

(2)構成員は, 町長及び教育委員会 (法第1条の4第2項)

(3)町長が教育会議を招集する (法第1条の4第3項)

ただし, 教育委員会が必要と思料される場合は, 町長に対して教育会議の招集を求めることができる

(法第1条の4第4項)

2, 協議・調整事項

(1)大綱の策定に関する協議 (法第1条の4第1項)

(2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育, 学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策 (法第1条の4第1項第1号)

(3)児童, 生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ, 又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置 (法第1条の4第1項第2号)

3, 大和町総合教育会議の運営

教育会議の運営に関し必要な事項は, 教育会議が定めることとなっており, 次頁のとおり運営要綱及び傍聴要領を定めるもの。 (法第1条の4第9項)

※法……地方教育行政の組織及び運営に関する法律(6頁参照)

大和町総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、大和町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 町長は、会議を招集するときは、会議の開催日時、場所及び協議題を教育委員会に通知する。ただし、緊急を要する場合については、この限りではない。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

（会議の進行）

第3条 会議は、町長が議長となり、議事進行を行う。

（会議の公開）

第4条 会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（議事録）

第5条 町長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公開するものとする。ただし、前条のただし書に定める場合は、この限りでない。

（事務局）

第6条 会議の事務局を、総務課に置く。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

大和町総合教育会議の傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、大和町総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の届出）

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は自己の住所及び氏名を傍聴人名簿に自署しなければならない。

（傍聴の制限）

第3条 傍聴席が満員となったときは傍聴を制限することができる。

（傍聴できない者）

第4条 次の各号の一に該当する者は傍聴することができない。

- (1) 銃器、その他危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕及びかさの類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を伴う者。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害になるおそれのある器物等を携帯している者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は傍聴席にあるときは次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談話をしたり又は高笑をしたりして騒ぎ立てないこと。
- (3) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により町長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (6) 携帯電話その他の情報通信に関する機器の電源を切ること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、ビデオ、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ、映画等の撮影及び録音等をしてはならない。ただし、町長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 町長は、次の場合には、傍聴人に対してその行為を制止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 傍聴人がこの要領に違反したとき
- (2) 会場の秩序を乱すおそれがあるとき
- (3) その他会議の運営上必要があると認めるとき

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたとき又は会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年6月26日から施行する。

参考資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋） （昭和三十一年六月三十日）（法律第百六十二号）

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところによりその議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員はその調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正（平成 26 年 6 月 20 日公布／平成 27 年 4 月 1 日施行）され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めることとされた。

1 大綱の定義

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針である。

2 大綱の策定に関する基本的な考え方

大綱の策定について、地方公共団体において、既に教育振興基本計画を定めている場合、その中の目標や施策の根本となる方針を大綱と位置付けることができるものとされている。

本町の教育振興基本計画は平成 27 年 3 月に策定し、子どもや社会を取り巻く環境は直近の状況を考慮しており、十分に大綱として位置づけが可能である。教育振興基本計画の目標や施策の根本となる方針を土台としつつ、総合教育会議において協議し策定するものとする。

3 大綱の体系（案）

別紙資料 1 のとおり

※「大和町教育振興基本計画」を土台としている。

4 大綱の策定スケジュール（予定）

平成 27 年 6 月 26 日	第 1 回総合教育会議において大綱の体系（案）を協議
7 月～8 月	大綱（案）の調製
9 月上旬～中旬	第 2 回総合教育会議において大綱（案）の協議
9 月下旬	大綱の決定

「教育等の振興に関する施策の大綱」体系（案）

資料 1

大和町教育振興基本計画

（平成27年度～平成36年度）

- これまでの本町独自の取組みを活かしながら、今後の町が目指す教育の姿と施策の方向を示すため、策定するもの。
- 教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体の教育の振興のための基本的な計画」として策定。
- 「大和町第四次総合計画」「宮城県教育振興基本計画」との一体的整合性に配慮。

【目指す姿】

美しい自然とその恵みにいだけ

子どもたちは・・・

健やかな心身と学力を身に付け、志を持ち生きる

大人は・・・

子どもたちとかわり、正しく生きる力をはぐくむ

町民は・・・

生涯を通じて学び、健康で豊かに生きる

【計画の目標】

目標1

夢と志、学び続ける力をはぐくみ、
生きる力をはぐくむ教育を推進する。

目標2

やさしさとたくましさを備え、
豊かな人間性をはぐくむ教育を推進する。

目標3

豊かな教育環境を生かし、
学校・家庭・地域の教育力の充実を図る。

目標4

生涯にわたる学びと豊かな芸術文化、
生涯スポーツの推進を図る。

【施策の基本方向】

基本方向1

学ぶ力と自立する力の育成

基本方向2

豊かな心と健やかな体の育成

基本方向3

学校運営の改善と教職員の資質の向上

基本方向4

信頼され魅力ある教育環境づくり

基本方向5

家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

基本方向6

生涯学習の推進と体制の確立

「大和町教育等の振興に関する施策の大綱」体系（案）

- 本町の教育の目標や施策の根本的な方針を示すもの。
- 地教行法第1条の3に基づき、町長が策定するもの（総合教育会議で教育委員会と協議）。
- 大和町教育振興基本計画を土台に作成するもの。
- 大和町教育振興基本計画の『目指す姿』『基本概念』『計画の目標』『基本方針』『施策の基本方向』を『基本目標』とし、再整理。

【基本概念】

美しい自然とその恵みにいだけ

子どもたちは 健やかな心身と学力を身に付け、志を持ち生きる

大人は 子どもたちとかわり、正しく生きる力をはぐくむ

町民は 生涯を通じて学び、健康で豊かに生きる

【基本方針】

- 1 夢と志、学び続ける力をはぐくみ、生きる力をはぐくむ教育を推進する。
- 2 やさしさとたくましさを備え、豊かな人間性をはぐくむ教育を推進する。
- 3 豊かな教育環境を生かし、学校・家庭・地域の教育力の充実を図る。
- 4 生涯にわたる学びと豊かな芸術文化、生涯スポーツの推進を図る。

【基本目標】

- 1 学ぶ力と自立する力の育成
- 2 豊かな心と健やかな体の育成
- 3 学校運営の改善と教職員の資質の向上
- 4 信頼され魅力ある教育環境づくり
- 5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり
- 6 生涯学習の推進と体制の確立

大和町第四次総合計画

宮城県教育振興基本計画